

高血圧症・脂質異常症・糖尿病で治療を受けている患者さんへ

年々増加する生活習慣病対策の一環として厚生労働省は令和6（2024）年6月1日に診療報酬を改定し、これまで算定してきた『特定疾患療養管理料』を廃止して患者さんに応じた療養計画に基づきより専門的・総合的な治療管理を行う『生活習慣病管理料』へ移行するよう指示がありました。

（高血圧症・脂質異常症・糖尿病に関して療養指導に同意した患者さんが対象です）

本改定に伴い、令和6（2024）年6月1日から厚生労働省の指針通り、高血圧症・脂質異常症・糖尿病のいずれかを主病名とする患者さんで『特定疾患療養管理料』を算定していた方は『生活習慣病管理料』へと移行します。

※ **1割負担の患者さんは月の最初の診療時に約500円～約700円**
3割負担の患者さんは月の最初の診療時に約1,500円～約2,000円ほど
お会計が高くなります。

この度の改定によって、患者さんには個々に応じた目標設定、血圧や体重、食事運動に関する具体的な指導内容、検査結果を記載した『療養計画書』へ初回だけ署名（サイン）を頂く必要がありますのでどうかご協力のほどよろしく願いいたします。

患者さんの状態に応じ、医師の判断のもとリフィル処方箋（定められた一定の期間内に繰り返し使用できる処方箋）や28日以上長期投薬を行う場合があります。

尚、ご不明な点がございましたら厚生労働省相談窓口（03-5253-1111）へお問い合わせください。

令和6年5月



医療法人社団仁泉会

としま昭和病院